堂島法律事務所 DOJIMA LAW OFFICE
News Letter
Vol.05
2021.10.15

本号の掲載記事

● 巻頭言　内部通報制度について
● 連載　動産・債権を中心としたあらたな担保法制について
　　第3回　担保権の対抗要件について
● 連載　所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し
● 堂島国際部門だより / 国際仲裁
● 近時の実務話題＆裁判例レビュー

巻頭言

内部通報制度について

弁護士　富山　聡子

2020年6月に、公益通報者保護法が改正され、2022年6月までの施行が迫ってきています。改正法では、常時使用する従業員数が300人を超える事業者については、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられました。その具体的内容について、2021年8月20日に、消費者庁の指針（「公益通報者保護法第 11 条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」令和3年8月20日内閣府告示第118号）が公表されました。

1　法改正の概要

2006年4月に公益通報者保護法が施行され、それに先立って通報への適切な取り扱いのための取り組みに関する指針（民間事業者向けガイドライン）が公表されるなどしましたが、その後も企業の内部通報制度が機能せず、大きな不祥事に発展する事例が後を絶たなかったため、事業者内部からの公益通報に対応する実効的な体制の整備を義務付けるなどして活用を促進することや、事業者外部への通報についても活用を促進することなどにより、法令違反行為の早期是正及び未然の防止を図り、被害の発生を防止することが求められていました。

公益通報者保護法の改正は、主に、①事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすくする、②行政機関等事業者外部への通報を行いやすくする、③通報者の保護の充実による公益通報者保護制度の実効性を高める、という三点からのものです（※1）。

このうち、事業者として留意が必要な改正として、①の点に関する概要以下のとおりの内容と、③の点に関し、労働者だけでなく退職後1年以内の退職者や役員も公益通報者の範囲に含めるようになった（改正法2条1項各号）ということが挙げられます。

・　常時使用する労働者の数が300人を超える事業者に対して、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置等（窓口設置、調査、是正措置等）を義務付け（改正法11条2項）※300人以下の事業者については努力義務／実効性確保のために行政措置（報告徴求、助言、指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入（同法15条、16条）

・　内部通報への対応業務に従事する者（公益通報対応業務従事者）を指定することを義務付け（改正法11条1項）、公益通報対応業務従事者及び従事者だった者に対し、公益通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（改正法12条）／また、守秘義務違反の場合の刑事罰（罰金刑）を導入（同法21条）

これらにより事業者が取るべき措置に関しては、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について、内閣総理大臣が指針を定めることが求められており（改正法11条4項）、それを受けて定められたのが消費者庁の指針です。

2　消費者庁の指針について

指針によれば、事業者の対応として、以下のような事項が必要になります。

【従業者の定め（改正法11条1項関係）】

事業者は、窓口で受け付けた内部通報に関して、公益通報対応業務（受付、事実調査、是正措置）を行う者であり、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者（※2）を、従業者として定めなければなりません。その際には、書面により指定するなど、従業者の地位につくことが、従業者となる者自身に明らかになる方法により定める必要があります。正式な辞令をもって指定することや、特定の部署の所属員を指定する場合には職務分掌規程等に規定することなども考えられます。

【内部公益通報対応制度の整備その他の必要な措置（改正法11条2項関係）】

(1)　部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備

・　内部公益通報受付窓口の設置

部署及び責任者を明確に定めることが求められています。

・　組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置

幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置が求められています。役員に関係する事案については、社外役員や監査役に対する通報ルートを確保する等の工夫が必要でしょう。

・　公益通報対応業務の実施に関する措置

通報を受け付けた場合は、何らか正当な理由がある場合を除いては必要な調査を実施すること、調査の結果、通報対象事実にかかる法令違反行為が明らかになった場合には、速やかに是正に必要な措置を取ること、その後当該是正が適切に機能しているかをモニタリングし、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置を取ることが必要です。

・　公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

公益通報対応業務について、事案に関係する者を関与させない措置が必要です。

(2)　公益通報者を保護する体制の整備

・　不利益な取扱いの防止に関する措置

労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置を取るとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置を取り、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置を取ること、不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為者に対して懲戒処分を含めた適切な措置を取ることが求められています。就業規則における懲罰の規程の見直しも必要になってくるでしょう。

・　範囲外共有等の防止に関する措置

労働者や役員等が、公益通報者を特定させる事項を、必要最小限の範囲を超えて共有すること(範囲外共有)を防ぐための措置を取り、共有されてしまった場合は、適切な救済・回復の措置を取ること、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できない等やむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置を取ること、範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為者に対して懲戒処分を含めた適切な措置を取ることが求められています。

(3)　内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

・　労働者・派遣労働者、役員、退職者に対する教育・周知に関する措置

労働者等に対して、公益通報者保護法や内部公益通報対応体制について、教育や周知を行うこと、体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談に対応することが求められています。これらについても、対応部署を明確にしておく必要があるでしょう。

・　是正措置等の通知に関する措置

書面での内部公益通報を受けた場合、その結果（是正措置を取った場合はその旨、通報対象事実が確認できなかった場合はその旨）を、通報者に対して速やかに通知することが求められています。なお、その際、適正な業務の遂行や利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシーに配慮することとされています。

・　記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置

内部公益通報への対応に関する記録の作成と保管、内部公益通報対応体制の定期的なモニタリングと改善、運用実績の概要の開示等が求められています。

体制を整えた後も、PDCAサイクルを回すことによって、実効性ある制度として維持していくことが求められているといえるでしょう。

・　内部規程の策定及び運用に関する措置

指針で求められる事項については、内部規程の策定と、それに沿った運用が求められています。

3　事業者としての対応

公益通報者保護法の施行後、コンプライアンス経営への意識の高まりを受け、既に内部通報制度を導入済みの企業も多いと思われますが、不祥事案件においては、内部通報制度が存在していたにもかかわらず通報が適切に取り扱われなかったために、早期是正できずに大きな不祥事へと発展してしまったケースや、全社的な再発防止策を講じることができずに同種の不祥事を繰り返してしまったケースなども存在します。

違法行為等のリスクを早期に把握し、是正することで、不祥事の発生を未然に防止し、または被害を最小限に食い止めるということは、企業価値を高めるという観点からも重要な取り組みですし、内部通報制度はその有効な手段の一つとして位置付けられます。

実際にどのような措置をとるかについては、企業ごとに、その規模や業態、組織体制、企業風土、法令違反行為が発生する可能性の程度、過去における不祥事の有無、目指しているガバナンス体制等、個別の事情に応じて検討することになりますが、上記の消費者庁の指針は、内部通報制度について、その体制や運用を見直すための基準となるものです。また、今後、消費者庁において、指針の解説を公表予定とのことであり（※3）、好取組事例の紹介や、民間事業者向けガイドラインの改訂等も予想されるところですので、これらの内容も参照しつつ、従業員等にとって利用しやすい（制度周知がされている、窓口にアクセスしやすい、通報によって不利益を被ることがない、通報が放置されず適切に処理される、等）仕組みとなっているか、通報後に適切な対応が可能な体制になっているか（幹部からの独立性、利益相反の排除も含め）、内部通報制度全体としてうまく機能しているかどうか、今一度検証する必要があるでしょう。

なお、内部通報の類型として比較的多いのがパワハラ・セクハラ等の問題であり、これについては、労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法においても、マタハラも含め、ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置が求められており、その一つとして相談窓口の設置と周知、相談に対する適切な対応が必要とされています。これらの窓口が適切に設置され、従業員に周知されているかどうか、対応体制が整っているかどうかについても、その機会に併せて確認することが望ましいといえます。

当事務所では改正内容について速やかにキャッチアップしていますので、制度の見直しについて、ぜひご相談ください。

※1　https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whisleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0001.pdf

※2　改正法12条で守秘義務を負うことになります。

※3　本稿脱稿後の2021年10月13日、消費者庁より、「公益通報者保護法に基づく指針（令和３年内閣府告示第118 号）の解説」が公表されています。https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whisleblower_protection_system/overview/assets/overview_211013_0001.pdf

連載　動産・債権を中心としたあらたな担保法制について

第3回　担保権の対抗要件について

弁護士　小関　伸吾　 　弁護士　片岡　牧　

今回は、法制審議会担保法制部会（以下「部会」といいます。）における担保権の対抗要件に関する議論をご紹介します。

1　特定動産を目的とする担保権の対抗要件について

今回の法制審議会の部会においては、特定動産を目的とする担保権の対抗要件の規定の設け方について議論されました。

現行法においては、動産譲渡担保の対抗要件は、動産の真正譲渡と同様、民法178条の引渡しとされています。法人が債権者のために動産譲渡担保を設定する場合は、動産譲渡登記の経由をもって、対抗要件を具備することもできます（動産・債権譲渡特例法第3条1項）。そして、動産譲渡担保権同士の優劣は、引渡しの時期の先後によって決せられます。動産譲渡登記は、引渡しと同等の効力があるとされていることから、同じ動産について引渡しと動産譲渡登記の双方があった場合は、その時期の先後によって動産譲渡担保の優劣が決せられます。

このような現行法での実務のうち、特に議論の対象となっているのが、占有改定（目的物の占有者が当該目的物を手元に所持したまま、観念的な占有権原を他者に移転する方法による引渡し）によって、動産譲渡担保の対抗要件具備を認めていることの是非です。占有改定による対抗要件具備を認めることによるメリットとしては、動産譲渡登記と比べて、簡易、迅速、低コストであるという点や、在庫商品を譲渡担保に入れた事実が広く公示されることによる風評被害の懸念が少ない点が挙げられます。これに対し、デメリットとしては、①占有改定の公示性が乏しいため、債権者が、先順位の担保の存在を知らずに担保設定を受ける等、取引の安全を害するおそれがあるうえ、債務者と第三者が通謀して占有改定の時期を繰り上げる可能性もある、②占有改定の存否や、その先後関係が争われた場合、立証が容易ではない、③占有改定の公示性が乏しいため、第三者に即時取得され、動産譲渡担保権が消滅するリスクがある、等の点が挙げられます。

このような現行法での実務の現状を踏まえて、規定の設け方として3つの提案がなされました。1つ目は、担保制度のあり方については、「担保目的規律型」（明文規定のない非典型担保である動産譲渡担保及び動産所有権留保の効力等を規律する規定を新たに設けるとの考え方）を前提としたうえで、対抗要件に関する現行法の規律（引渡しと動産譲渡登記をもって対抗要件とする等）を維持するという考え方です。この考え方によると、基本的には、動産譲渡担保の対抗要件に関する規定を新設する必要はないことになります。2つ目は、担保制度のあり方について、「担保物権創設型」（新たな典型担保物権を創設するとの考え方）を前提としつつも、現行法下での実務の実質を維持し、新たに創設する担保物権の制度において、登記と引渡しの双方を対抗要件とする考え方です。この考え方の中でも、占有改定を対抗要件として認める考え方と、占有改定は公示性が乏しいことから対抗要件として認めない考え方に分かれます。3つ目は、「担保物権創設型」を前提としたうえで、動産担保物権の対抗要件を登記制度に一元化し、引渡し（占有改定だけでなく、現実の引渡しを含む）については、対抗要件として認めないという考え方です。

議論においては、公示性が乏しいという占有改定の問題点が指摘されましたが、他方で、対抗要件を登記に一元化すると、①引渡しによる対抗要件具備を前提に行われている動産担保の実務に大きな影響が出る、②動産担保と真正な動産譲渡で対抗要件が異なることとなり（真正な動産譲渡であれば、登記ではなく、引渡しが対抗要件となる）、真正な動産譲渡を意図した当事者が、後日、裁判において担保目的での動産譲渡であったと認定され、引渡しによる対抗要件具備を否定されるというリスクを負担するおそれがある、③一般個人や個人事業者を対象とした登記制度を構築することが技術的に容易ではない等の問題点を指摘し、登記への一元化（3つ目の規定の設け方）に反対する複数の意見が出ました。また、基本的には現行法の規律を維持する考え方（1つ目の規定の設け方）が妥当であるとして、引渡しを動産譲渡担保の対抗要件として認めたうえで、動産譲渡担保同士の優劣関係については、公示性の優れた登記が引渡しに優先するようにすべきであるとの意見もありました。

今回の部会では、結論は出ませんでしたが、現行法の規律を基本的に維持するとの考え方（1つ目の規定の設け方をベースとした考え方）がやや優勢であるとの印象を受けました。この論点は、担保物権の制度設計に関する議論（「担保目的規律型」か「担保物権創設型」か）や、動産担保物権同士の対抗要件の優劣関係に関する議論とも密接に関連すると考えられ、今後の議論の行方が注目されます。

2　集合動産を目的とする担保権の対抗要件について

集合動産を目的とする担保権の対抗要件に関する規定として、「設定者の所有に将来属すべきものを含む一定の範囲に属する動産を目的とする担保権は、 担保権者が当該範囲に属する動産であって現に存するものの引渡しを受けたときは、これをもって第三者に対抗することができる。」との規定を設けることの是非について、議論が行われました。

この考え方は、「担保目的規律型」を前提としたうえで、集合物を目的とする譲渡担保権の対抗要件に関する現行法下での最高裁判例（最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁）による規律（集合物論）を維持し、これを明文化しようというものです。この考え方によれば、集合物を構成する個々の動産であって現存するものについて引渡しを受けた最初の段階で、集合物全体の対抗要件を具備することになるため、その後、新たに集合物の構成部分として加入した動産についても、当該動産の加入前における上記の最初の引渡しの段階で、対抗要件を具備したことになります。なお、動産担保の対抗要件を登記に一元化する場合には、この規定を設けることはできないことになります。

議論においては、この考え方に賛成する意見のほかに、判例の集合物論を採用せず、担保目的の譲渡に限り、設定者が将来取得する動産について、登記による対抗要件具備を認めるとの制度設計にすべきとの意見が出ました。

今回の部会では、結論は出ませんでしたが、この論点は、担保物権の制度設計に関する議論（「担保目的規律型」か「担保物権創設型」か）や、特定動産を目的とする担保権の対抗要件に関する議論とも密接に関連すると考えられ、今後の議論の行方が注目されます。

3　動産所有権留保の対抗要件について

動産の所有権留保売主が、所有権の留保を第三者に対抗するために引渡し等の要件を必要とするかについて、議論が行われました。

対抗要件を必要とするかどうかは、所有権留保の法的構成とも関連して、見解が分かれています。まず、所有権留保においては物権変動がないから対抗要件を具備する必要はないという見解です。これに対し、所有権留保売買契約がされた場合には所有権留保売主に対しても何らかの物権変動が生じていると観念し、所有権留保売主がその権利を第三者に対抗するためには対抗要件が必要であるとする見解が主張されています。それ以外にも、信販会社が関わる三者間での所有権留保については、所有権留保売主から信販会社への権利の移転が観念されるために対抗要件の具備が必要との見解や、被担保債権と目的物との牽連性がない場合を含めた担保設定合意については対抗要件が必要との見解、法的整理手続において別除権として権利行使が認められるには、優先性公示のために登記・登録等が具備されていることが必要との見解などがあります。

上記のような見解を踏まえて、規定の設け方として2つの提案がなされました。1つ目は、引渡しや登記等の特段の要件なくして所有権を留保していることを第三者に対抗することができるという考え方です。この考え方を採った場合、所有権留保買主の債権者が目的物を差し押さえた場合などにおいても、所有権留保売主は特段の要件なく差押債権者に対して担保権を主張することができることになります。

2つ目は、所有権留保買主から所有権や別の担保権を取得する者に対して公示するために、所有権留保売主は、動産の引渡しがなければ、所有権留保を第三者に対抗することができないという考え方です。売主から買主には「現実の引渡し」がなされ、買主から売主への引渡しは「占有改定」がなされることを念頭に置いています。

議論においては、対抗要件を不要とした場合に優先関係をどのように決めるのか、譲渡担保と競合した場合のルールを設定するのか、さらには、所有権留保を公示することができる登記制度を設けるかどうかについて、引き続き検討が必要であることの確認がされました。

そのほか、狭義の所有権留保と拡大された所有権留保の区別なく、対抗要件の要否を二者択一で考えること自体に疑問がある、という意見が出されました。

今後、担保権相互の優劣関係の議論に進むことで、さらに検討が進むものと考えられます。

第1回　不動産登記法の改正

弁護士　松尾　洋輔

1　はじめに

2021年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）が成立しました（同月28日公布）。

両法律は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、総合的に民事基本法制の見直しを行うものです。

「所有者不明土地」とは、①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、または②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地のことをいい、全国の土地面積の実に22％を占めるといわれています（※1）。

所有者不明土地については、土地が管理されずに放置され、隣接地への悪影響が発生する、土地の管理・利用に必要な合意形成が困難であるため公共事業や復旧・復興事業の妨げとなったり、民間取引が阻害されたりするといった問題点が指摘されています。時が経ち、相続が繰り返されるとますます権利関係が複雑化し、問題が深刻化するという懸念から、すみやかに課題解決のための方策を進めるという政府方針が示されていたところであり、今般の法改正等に至ったものです。

今号では、今回の見直しの①不動産登記法の改正、②相続土地国庫帰属法の制定、③所有者不明土地管理制度の創設という三つの柱のうち、①について解説します。

2　不動産登記法の改正

（1）現行法下の課題

所有権の登記名義人に相続が発生したときの登記や住所変更等が生じたときの登記申請は、現行法では任意とされており、これらの登記情報を変更しなくても名義人や相続人に大きな不利益がないこと、相続した土地の資産価値が低い場合にわざわざ登記申請するインセンティブが働きにくいこと、住所変更についても、転居等の度に所有不動産の全部について変更登記をするのは負担であるといったことが「登記未了」状態を生じさせる原因となっていました。

（2）相続登記

ア　相続登記の申請義務化

そこで、改正不動産登記法（以下「改正法」といいます。）は、相続登記については、不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付け（改正法第76条の2）、正当な理由のない申請懈怠を10万円以下の過料の罰則（改正法第164条1項）の対象としました。

また、同時に、相続人が申請義務を簡易に履行することができるように、「相続人申告登記」という新たな登記が設けられました（改正法第76条の3）。

これは、「所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出る」ことにより、申出人の氏名・住所等が付記登記されるという制度で、単独で申し出ることができ（他の相続人の分も含めた代理申出も可能）、添付書面も相続関係を示す戸籍謄本を提出することで足ります。また、この申出をした場合には、相続登記申請義務を履行したものとみなすこととされていますので、登記申請義務の期限内に遺産分割協議が整わないような場合でも、申請義務を履行することができます。

イ　申請義務の履行態様

遺産分割協議には3年以上の時間を要することも珍しくありません。相続不動産の最終的な帰属の決定時期との関係で、申請義務の履行態様は次のとおりとなります。

①　相続開始から3年以内に遺産分割が成立しなかったケース

遺産分割が成立しないことは、申請義務を履行しない正当な理由とはなりませんので、自己のために相続開始があったことを知った日から3年以内に、相続人申告登記の申出を行うか、現行法下でも可能な法定相続分での相続登記の申請を行う必要があります。

その後に遺産分割が成立した場合は、遺産分割成立日から3年以内に、その内容に従った相続登記の申請を行うことになります。

②　3年以内に遺産分割が成立したケース

3年以内に遺産分割の内容に従った相続登記の申請を行います。

成立時期が申請期限間近であるといった場合には、いったん期限内に相続人申告登記や法定相続分での相続登記を利用したうえで、遺産分割成立日から3年以内に遺産分割の内容に従った相続登記を申請します。

③　遺言書が存在するケース

遺言によって不動産を取得した場合は、取得を知った日から3年以内に遺言の内容に従った登記の申請を行います。

なお、改正前は遺贈による所有権移転の登記をするには、遺言執行者または相続人全員と受遺者の共同申請による必要がありましたが、改正法では、相続人に対する遺贈については受遺者が単独で申請できることになりました（改正法63条3項）。

ウ　正当な理由について

申請義務の不履行に関する「正当な理由」の例としては、①数次相続が発生して相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース、②遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース、③申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケースなどが挙げられており、さらに通達等であらかじめ明確化することが予定されています。

エ　所有不動産記録証明制度

相続人において被相続人名義の不動産を把握しやすくすることで、相続登記の申請にあたっての当事者の手続的負担を軽減するとともに登記漏れを防止する観点から、登記官において、特定の被相続人が所有権の登記名義人として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度が新設されました（改正法第119条の2）。

この制度を利用することで、相続人その他の一般承継人は、被相続人その他の被承継人にかかる証明書を取得することができ、相続不動産を漏れなく把握することができるようになります。

オ　所有権の登記名義人の死亡情報についての符号の表示

現行法下では、不動産の所有者が死亡しても、相続登記等がなされない限り死亡の事実は公示されません。

改正法では、登記官が住基ネットなど他の公的機関から取得した死亡情報に基づいて、不動産登記に名義人の死亡を示す符号を付する制度が新設されました（改正法第76条の4）。

これにより、土地の取得を要する民間事業や公共事業の計画段階において、交渉が難航しそうな土地を除外して計画立案できるようになるなどのメリットがあるといわれています。

（3）住所変更登記等

ア　住所変更登記等の申請義務化

相続登記と同様に、住所変更登記等についても、所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内に変更登記の申請を義務付け（改正法第76条の5）、正当な理由のない申請懈怠を5万円以下の過料の罰則（改正法第164条2項）の対象としました。

イ　他の公的機関との情報連携・職権による住所等の変更登記

申請義務化に合わせ、手続の簡素化・合理化を図る観点から、登記官が他の公的機関が取得した情報に基づき、職権的に変更登記をする新たな制度が導入されました（改正法第76条の6）

所有者が自然人の場合は、本人による申出があるときに限定されますが、法務局側で定期的に住基ネットに照会し、住所等の変更があれば、登記官が職権的に変更登記を行います。

法人の場合は、法務省内のシステム間連携で同様の情報を把握し、登記官が職権的に変更の登記を行います。

（4）その他不動産登記の公示機能をより高める観点等からの改正

ア　外国に居住する所有権の登記名義人の国内連絡先の登記

海外在留邦人や海外投資家が所有する不動産など、所有者が国内に住所を有しないケースが増加しつつあることを踏まえ、所有者の所在が把握しやすくなるように、所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先を登記事項とすることとなりました（改正法第73条の2第1項第2号）。

イ　形骸化した登記の抹消手続の簡略化

また、存続期間が満了している地上権等や、買戻しの期間が経過している買戻しの特約など、権利が実体的に消滅しているにもかかわらず、登記が抹消されずに放置されるケース、被担保債権が消滅しているにもかかわらず担保権の登記が抹消されずに放置されるケースが散見されることから、一定の要件の下で、所有名義人が単独で抹消登記の申請ができることになりました（改正法第69条の2、第70条2項、第70条の2）。

ウ　DV被害者等の保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例

相続登記や住所変更登記等の申請を義務化することとの関係で、DV被害者等の保護のための措置が法制化されました。

DV被害者等が載っている登記事項証明書等を発行する際、現住所に代わる事項（委任を受けた弁護士等の事務所等を想定）を記載することができるようになりました。

3　施行日

原則として公布後2年以内の政令で定める日（相続登記の申請の義務化関係の改正については公布後3年、住所等変更登記の申請の義務化関係の改正については公布後5年以内の政令で定める日）とされています。

施行前に生じた相続・住所変更等も申請義務の対象となりますが、義務の履行期間は施行日以降に開始することとなっています。

※1　平成29年国土交通省調査

堂島国際部門だより

国際仲裁

弁護士　飯島　奈絵

1　紛争解決条項

海外取引に関する契約交渉では、価格や仕様、納期が主たる争点となりますが、万一、紛争が生じた場合に備えた紛争解決条項も重要です。

紛争解決条項においては、紛争解決方法として、裁判と仲裁のいずれによるかを選択します。また、いずれの国の紛争解決機関によるかも選択します。

日本の裁判所による裁判を選択すると、日本で、日本の弁護士に依頼し、日本の民事訴訟法による、日本語の裁判を遂行でき、日本企業にとって、最も有利なようにも思われます。

しかしながら、例えば、中国の取引先との契約で、紛争解決方法を日本の裁判所と定めると、万一、相手方に契約違反があり、日本の裁判所で勝訴判決を得ても、日本の裁判所の判決は中国で強制執行をすることができません。当該契約は違反してもペナルティーのない紳士条項となってしまいます。

そればかりか、強制執行も出来ない海外取引契約を受諾すること自体、海外取引経験を見透かされ、相手方に軽んじられる要因となりますので、相手方が契約条項を遵守する可能性が低減します（海外取引先が、日本企業と同様、ペナルティーの有無に関わらず、契約を遵守するものと期待しては、足をすくわれます）。

裁判所の判決は執行できない国でも、仲裁判断の執行は可能な国もあります（中国もその一つです）。執行力の担保を含む複数の利点から、仲裁は国際紛争解決のグローバルスタンダードとされており、日本政府も国際仲裁環境を整備し、国際仲裁活性化に取り組み、2021年9月15日には、国際仲裁・調停の利用を検討している企業法務担当者や弁護士を対象とした国際模擬仲裁・調停の動画も公開されました（※1）。

仲裁について、以下、詳述します。

2　仲裁とは

仲裁とは、紛争当事者が、裁判所ではなく、独立の第三者である仲裁人を選択し、仲裁人の判断（「仲裁判断」）に従い、紛争を解決する制度です。

両当事者が仲裁判断（後述）に従う旨を合意することにより（「仲裁合意」）、仲裁判断には、裁判所の確定判決と同様の執行力が付与され、相手方が仲裁判断に従わない場合、強制執行が可能となります（日本では仲裁法第45条）。

仲裁手続は、仲裁機関（日本商事仲裁協会(JCAA)、American Arbitration Association(AAA)、 JAMS（※2）、The London Court of International Arbitration (LCIA), ICC International Court of Arbitration、Singapore International Arbitration Centre等）にて、同機関仲裁規則に従った手続管理を受けて行われることが一般的です（※3）。

(1)　仲裁の利点：執行力

主権国家において、他国の国家権力の一翼である裁判所の判決の効力を承認し、自国内に居住する市民や財産に対する強制執行を認める義理はありません。外国裁判所の判決は、当該他国においても自国の裁判所の裁判の効力が認められうる場合に限り、その効力を認めることが一般的です（相互主義。日本では民事訴訟法118条）。中国は日本の裁判所の判決の効力を認めておらず（※4）、日本の裁判所も相互承認の要件を満たさないとして中国の判決を承認執行しない状況にあります（※5）。

しかしながら、民間の仲裁人による仲裁判断については、ニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）の締結国（2021年9月現在168か国）であれば、執行可能です。中国も同条約の加盟国であるため、日本商事仲裁協会やシンガポール国際仲裁センター等、中国外の手続による仲裁判断であっても、中国で執行することが可能です。

そのため、相互主義のない国について、裁判を選択してはいけません。

(2)　仲裁の利点：柔軟性、所要時間、コスト

相互主義があり、裁判所の判決の執行が可能な場合も、手続の迅速性やコスト総額において、仲裁が訴訟よりも優れている場合が多くあります。

ア　手続の柔軟性

例えば、米国では、証拠収集手続（ディスカバリー）として、広範な証拠開示（ディスクロージャー：当該訴訟の対象に関連する事項で、秘匿特権等が認められていない一切の事項が対象となります。関係者間のメール等、膨大な資料が開示され、プリントアウトを詰めた段ボールは会議室一杯となることも珍しくありません。）や証言録取（デポジション：情報収集目的で相手方関係者などに裁判所外で尋問して証言させ、その証言を書面・ビデオテープに録取します。証人が日本人で通訳が入る場合、2日間、朝から晩までかかります。）等があり、時間がかかるうえ、訴訟費用（主に法律事務所費用（※6））が多額となりえます（複雑な訴訟であれば億単位となることは珍しくありません。）。

これに対し、仲裁手続は当事者の合意が基準であり、利用仲裁機関の規則も任意規定であるため、当事者の合意により、柔軟に進行することができ、ディスクロージャーやデポジションを行うか否か、行う場合の範囲等も当事者の合意で限定することができるため、所要時間も費用もディスクロージャーやデポジションを行う場合の数分の一に収めることができます。

イ　言語

国際紛争では、手続言語、証拠の翻訳の範囲も問題となりますが、裁判所は国家機関である以上、当該国の公用語により、訴訟手続書面はすべて公用語で作成され、尋問手続も公用語となり、書証も公用語のもの以外のすべてに翻訳が必要となります。

仲裁であれば、手続言語の選択や、証拠の翻訳の範囲等も当事者の合意によるため、例えば、日本の商事仲裁協会における仲裁でも英語を手続言語として進行する、証拠は翻訳を要しない等とすることも可能です（通訳、翻訳の手間、正確性、費用等に影響します）。

ウ　控訴・上訴

そのうえ、裁判所の判決は控訴・上訴があるため、解決までの所要時間、費用が更にかかります。裁判所の処理能力を大幅に上回る提訴があるため、裁判手続に10年以上かかることが珍しくない国もあります。

仲裁判断は一般的に上訴がなく、その点でも紛争解決に要する時間が短くなります。

エ　所要時間・コスト

裁判所は税金で運営される役所であり、裁判官も公務員であるのに対し、仲裁機関は民間機関であり、仲裁人は民間人（元裁判官等が多い）であるため、仲裁人・仲裁機関に支払う費用は裁判手続きを上回ります（仲裁人1人90万円/日等）。

しかしながら、手続全体の所要期間およびそれに比例し発生する費用（主に法律事務所費用）は仲裁の方が低い場合が多く、そのため、国際取引では紛争解決手段とする方が一般的です。

(3)　仲裁の利点：中立性、専門性

仲裁は、仲裁人を当事者が選ぶため、特に裁判官の資質や中立性が疑問視される国の企業を相手方とする際の紛争解決方法として有効です。

また、仲裁人は法曹に限定されませんので、技術者等の専門家を仲裁人の一人に入れること等も可能です（単独仲裁人とするか、仲裁人を3人とするかも当事者の合意によります。）。

(4)　仲裁の利点：非公開性

裁判は公開が原則であり、企業秘密等、秘密性が高い事項の例外的非開示を認める制度がある国でも、非開示とする必要性の疎明等、法律に従った手続きが必要です。

仲裁は非公開が原則であり、企業秘密等の守秘もしやすいといえます。

3　仲裁合意

仲裁によるためには、当事者間に仲裁合意があることが必須であり、契約締結時に仲裁条項（Arbitral Clause）を設けて合意しておく必要があります（※7）。

仲裁条項に不備があると、相手方債務不履行時に仲裁を申し立てても、相手方に仲裁条項の不備を主張され、仲裁手続きを進めることができなかったり、折角取得した仲裁判断を現地で執行できないといったトラブルが生じる場合があります。海外の取引先と契約を締結する際には、是非、弁護士にご相談ください。

4　調停と仲裁を組み合わせた条項（Med-Arb条項）

国際調停は、両当事者の合意で指名した民間の調停人に、事前に各当事者が事情説明の書面等を提出し、紛争内容について前提知識を持たせたうえで、通常、調停期日1日（長くて2日）で合意成立を目指す簡潔迅速な紛争解決制度であり（ニュースレター第1号参照）、紛争解決条項として、調停と仲裁を組み合わせた条項（Med-Arb条項。紛争発生時はまず調停手続によるものとし、60日以内に調停不成立の場合、仲裁による等）を入れることも可能です。調停と仲裁を組み合わせた条項も不備があると手続進行・執行の支障となりますので、弁護士にご相談ください。

※1　https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai06_00026.html

※2　名称変更前：Judicial Arbitration and Mediation Service, Inc.（米国）

※3　仲裁機関が手続管理を行わない「アドホック仲裁」も可能です。

※4　「我が国の法院が日本国の裁判所が行った債権債務の存否に係る判決を執行すべきか否かについての回答」法1994年第17号（1994年6月26日最高人民法院の遼寧省高級人民法院に対する回答）、1994年11月5日大連市中級人民法院決定）

※5　大高判平成15年4月9日、最決平成28年4月20日。

※6　関与する弁護士、パラリーガル、事務職員等の費用がすべてタイムチャージでかかることが一般的です。

※7　紛争発生後に仲裁による合意文書を作成することも可能（仲裁付託　Submission to Arbitration）ですが、紛争発生後、責任追及をされる側が仲裁に合意することは期待できません。

堂島法律事務所国際部門のご紹介

堂島法律事務所は25年以上にわたり国際案件を取り扱っており、複数の留学経験者が英語案件・中国語案件のいずれにも対応しています。また、50か国以上・70を超える法律事務所によって形成された法律事務所ネットワークであるWorld Link for Lawの日本における唯一のメンバーファームであり、同ネットワークに加盟する海外の法律事務所等と連携し、依頼者の皆様に適切なサービスを提供しています。外国語で作成された各種契約のレビュー、国際的なM&Aを含めた進出・撤退案件はもちろん、国際的な紛争解決案件の対応にも実績がございます。国際法務の案件についても、ぜひお気軽にお声がけください。

近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士　大川 治

法務省　実質的支配者リスト制度の創設（※1）（2022年1月31日運用開始）

公的機関が法人の実質的支配者を把握することについて、法人の透明性を向上させて資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点から、FATF（Financial Action Task Force）の勧告や金融機関からの要望等、国内外の要請が高まっていることを踏まえ、法務省は、2021年9月17日、実質的支配者情報リスト制度の創設を発表しました。

本制度は、株式会社が登記官に対して自社の実質的支配者に関する情報を記載した書面を提出することで、登記官による保管及び認証文付き写しの交付を受けられるというものです。

本制度における「実質的支配者」とは、法人の議決権の総数の４分の１を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等をいい、具体的には,

(1)　会社の議決権の総数の50％を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。）

(2)（1)に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25％を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。）

を指します。

今後、国内外の金融機関との取引開始時に、金融機関が本リストの提出を求めてくるといった場面も想定されます。

東証　SPAC制度の在り方等に関する研究会設置（※2）

東京証券取引所は、2021年9月27日、「SPAC」（特別買収目的会社）の上場制度について、同様の制度を我が国でも導入することの意義及び必要性を整理するとともに、諸外国における制度及び実務を踏まえつつ、我が国において制度構築を行う場合の課題について議論を行うための研究会を設置しました。研究会のメンバーには学識経験者、機関投資家、ベンチャー企業、金融商品取引業者、弁護士等が含まれています。

SPACの一般的なスキームは、他の事業会社の買収を目的とする株式会社（＝SPAC）を、それ自身が事業を実施していない状態で上場させ、上場したSPACが事業会社を買収・合併することで最終的に事業会社も上場企業となる、というものです。

SPACを利用すれば上場審査をスムーズにクリアできる（SPACが上場する際、事業実態が無い分審査が簡単に完了しやすい）等のメリットがある一方、投資者はSPAC運営者による買収先選定・価格決定目利きに依存せざるを得ない、事業会社が直接の上場審査対象とならないことによる法令違反リスクといったデメリットも指摘されています。

日本では現在認められていないSPAC制度が、本研究会による検討を経て日本でも導入されることになるのか、引き続き注視していきます。

※1　https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html

※2　https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/spac/index.html

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電　話：06-6201-4456（大阪）　03-6272-6847（東京）
メール：newsletter@dojima.gr.jp